

技術・作品部会規程

平成28年1月22日 制定

平成29年1月30日 改定

平成29年7月14日 改定

(総則)

第1条 技術賞選考規程第7条に定める技術・作品部会は、本規程により運用する。

(任務)

第2条 技術・作品部会は、技術賞選考内規に基づいて技術賞の受賞候補者案を作成し、学会賞候補者選考委員会に報告する。

(構成)

第3条 技術・作品部会は、原則として学界側副会長が部会長を務め、部会長が指名する4、5名の委員で構成する。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(実施)

第5条 本規程は、平成29年1月30日から実施する。